

第二十五條 中央社會事業委員會官制中左ノ通改正ス

第三條第二項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム、

第二十六條 國民體力審議會官制中左ノ通改正ス

第三條第二項中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第二十七條 國民優生法施行令中左ノ通改正ス

第三條第二項中「道府縣」ヲ「都道府縣」ニ改ム

第六條中「關係各廳高等官」ヲ「關係各廳ノ一級又ハ二級ノ官吏」ニ改ム

第二十八條 左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

機械技術員養成所官制

軍人援護對策審議會官制

興生事業委員會官制

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年人口調査規則の公布

政府は戰後各般事情の變動に對處するに就て、速に現在人口の調査を遂行することを必要と認め、此際資源調査法第一條の規定に依り、昭和二十一年四月十六日午前零時を以て之を實施することとし、二十一年二月二十三日之が調査規則並に調査施行心得を左の如く公布した。

昭和二十一年人口調査規則

第一條 昭和二十一年人口調査ハ昭和二十一年四月十日

六日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 昭和二十一年人口調査ハ前條ノ時期ニ於テ内地(特別ノ事情アル地域ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノヲ除ク以下同ジ)ニ現在スル者ニ付テハ行フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ行ハズ

一 外國人

二 外國人ノ世帯ニ現在スルモノ

三 朝鮮人ニシテ朝鮮ニ歸還ヲ希望スルモノ

四 臺灣人ニシテ臺灣ニ歸還ヲ希望スルモノ

五 沖繩縣人ニシテ沖繩縣ニ歸還ヲ希望スルモノ

前條ノ時期前ニ内地ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ前條ノ時期後二日以内ニ初メテ内地ノ港灣ニ入りタル者ハ昭和二十一年四月十六日午前零時ニ内地ニ現在シタル者ト看做ス

第三條 昭和二十一年人口調査ハ前條ニ該當スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス但シ第七號ノ事項ハ年齢(數ヘ年)十三歳乃至六十一歳ノ者ニ付テノミ之ヲ調査ス

一 本籍地

二 住所

三 氏名

四 男女ノ別

五 年齢(數ヘ年)

六 昭和二十一年四月ニ於テ行フ農家人口調査ノ調査票提出ノ有無

七 最近一箇月間ノ就業ノ状態

八 内地ニ定住ヲ希望スル朝鮮人及臺灣人ニ付テハ朝鮮人臺灣人ノ別

第四條 昭和二十一年人口調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス家計ヲ共ニスルモノ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモノ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ、寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ

第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者(第二條第一項各號ノ一ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付第三條各號ノ事項ヲ申告スベシ

第一條ノ時期ニ汽車電車其ノ他世帯ナキ場所ニ現在シタル者及聯合國軍ノ所有シ若ハ占據スル建物若ハ地域内又ハ外國人ノ世帯ニ偶々現在シタル者ハ調査時期後初テ到著シタル世帯ニ現在シタル者ト看做ス世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ人口調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス

第六條 申告義務者ハ各世帯ニ配付スル人口調査申告書用紙ヲ以テ昭和二十一年四月十六日午前八時迄ニ人口調査申告書ヲ作成シ人口調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第七條 人口調査申告書用紙ハ別記様式ニ依リ府縣知事又ハ市町村長之ヲ作成スベシ

第八條 第二條ニ該當スル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ昭和二十一年四月十八日迄ニ最寄人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ但シ事宜ニ依リ最寄市町村長ニ申出ヅルコトヲ得

第九條 昭和二十一年二月二十三日(昭和二十一年二月二十三日) 令 第五號

第九條 昭和二十一年人口調査ハ昭和二十一年四月十日

六日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 昭和二十一年人口調査ハ前條ノ時期ニ於テ内地(特別ノ事情アル地域ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノヲ除ク以下同ジ)ニ現在スル者ニ付テハ行フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ行ハズ

一 外國人

二 外國人ノ世帯ニ現在スルモノ

三 朝鮮人ニシテ朝鮮ニ歸還ヲ希望スルモノ

四 臺灣人ニシテ臺灣ニ歸還ヲ希望スルモノ

第九條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十條 府縣支廳長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十一條 市町村長ハ府縣知事(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長)ノ指揮監督ヲ承ケ市町村ノ區域内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十二條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲メ府縣知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分割ス但シ特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ經テ一町村ノ區域ヲ以テ一調査區ト爲スコトヲ得

市町村ノ境界未定又ハ不明ノ場所ハ關係市町村長ノ協議ニ依リ調査區ノ境界ヲ定ムベシ協議調ハザルトキハ府縣知事之ヲ指定ス

第十三條 府縣知事ハ資源調査員ニ就キ特ニ本令ニ依リ調査ヲ管掌セシムベキ人口調査員ヲ指定スベシ

第十四條 市町村長ハ各調査區ノ番號、區域及擔當人口調査員ノ氏名並ニ豫備員タル人口調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

第十五條 人口調査員ハ昭和二十一年四月六日ヨリ同

月十五日迄ノ間ニ於テ各世帯ニ人口調査申告書用紙ヲ配付スベシ申告義務者前項ノ期間内ニ人口調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ當該調査區ノ擔當人口調査員ニ其ノ旨ヲ申出デ之ガ配付ヲ受クベシ

第十六條 人口調査員各世帯ニ就キ職務ヲ執行スル期間ハ昭和二十一年四月六日ヨリ同月十九日迄トス但シ蒐集シタル人口調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 市町村長ハ人口調査申告書ニ依リ別ニ定ムル様式ノ統計表ヲ作成シ別ニ定ムル様式ノ照査表ノ寫ト共ニ府縣知事ノ定ムル期限迄ニ府縣知事ニ(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ヲ經テ)提出スベシ

府縣知事前項ノ統計表及照査表寫ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纏メ別ニ定ムル期間迄ニ内閣總理大臣ニ提出スベシ

第十八條 天災事變其ノ他避クベカラザル事故ノ爲第一條、第二條第二項、第六條、第八條、第十五條第一項又ハ第十六條ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告スベシ此ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ區域ヲ限リ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得府縣知事別段ノ定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示スベシ

第十九條 本令中府縣支廳長、市町村又ハ市町村長若

ハ町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市長、區又ハ區長ニ、市町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ各區又ハ區長ニ之ヲ適用シ府縣トアルハ、東京都及北海道廳長官ヲ、府縣知事トアルハ、東京都長官及北海道廳長官ヲ、府縣支廳長トアルハ、東京都支廳長及北海道廳支廳長ヲ、町村トアリ又ハ町村長トアルハ各之ニ準ズベキモノヲ包含ス

第二十條 左ノ場所ニ關スル調査ニ付本令ヲ適用シ難キ場合ハ内閣總理大臣別ニ其ノ手續ヲ定ム

一、宮城、離宮、皇族ノ殿邸其ノ他之ニ準ズベキ箇所

二、監獄矯正院其ノ他之ニ準ズベキ箇所

第二十一條 府縣市町村ニ於テハ人口調査ニ附帶シテ他ノ調査ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、調査ノ職務ノ執行ニ因リ知得シタル事項ヲ故ナク他人ニ漏泄シタル者
二、申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者
三、虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ調査ヲ妨ゲタル者

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年四月十六日

人口調査申告書

○朝鮮に歸還を希望する朝鮮人、臺灣に歸還を希望する臺灣人、沖繩縣に歸還を希望する沖繩縣人は申告してはいけません

申告者 氏名 捺印 申告書 枚数 人口調査 員印	(八)内地に定住を希望する朝鮮人、臺灣人の(該當の文字を○をもつて)國別	(六)あなたの現在居る世帯から農家人口調査票を出しましたか	(五)年齢(年)	(四)男女の別(該當の文字を○をもつて)	(三)氏名	(二)住所 都道府県 市郡 村町區 番地	(一)本籍地	※調査區第 號 ※都道府県 市郡 村町區 ※世帯第 號
								(七)就業の状況
(四)最近一箇月以上就業しましたか		(三)最近一箇月間(十八日以上)就業しましたか		(二)最近一箇月間(七日以上)就業しましたか		(一)最近一箇月間(一日も)就業しませんでしたか		(七)欄には數へ年十三歳から六十一歳までの人に限り記入し(七)欄の空欄は唯一つ○印をつけて下さい (一)から(六)までの十一の場合のいづれに當るかを見極めて下さい 家事に従事する妻や學生生徒の如き無業者は(七)欄に○印をつけて下さい
(ろ)無報酬の家族従業者の場合	(ぬ)自分の營む事業の事業主の場合	(り)給料賃金を受けて雇はれて居る場合	(ち)無報酬の家族従業者の場合	(と)自分の營む事業の事業主の場合	(へ)給料賃金を受けて雇はれて居る場合	(ほ)無報酬の家族従業者の場合	(に)自分の營む事業の事業主の場合	

○六欄の「あなたの現在居る世帯」とは四月十六日午前零時に現にあなたの居合せた世帯のことです

※欄の市町區村に記入するに於ては人口調査員に記入する

内閣統計局